

(案)

浅口市水道事業
浅口市長 栗山 康彦 様

浅口市水道事業運営審議会
会長 堤 行彦

水道料金の改定について(答申)

令和5年10月10日付け、浅上水第228号で当審議会に対し諮問のありました水道料金の改定について、下記のとおり答申します。なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

記

1 料金改定

今後の水道事業経営には、事業改善、経営の効率化だけでは必要な資金を確保することが困難であることから水道料金の改定を行うことが必要である。

浅口市水道事業は、平成18年3月に新市になって以降、約17年間一度も水道料金を値上げすることなく、県内市町村と比較しても、安価な水準を維持している。しかしながら、人口減少や節水意識の高まりなどから、料金収入が減少する一方で、水道施設の老朽化や耐震化に伴う更新費用が増大することも予測され、これからの事業経営は厳しい状況となることが明らかである。

現行の料金体系のまま事業経営を継続した場合、資金残高は減少の一途となり、令和11年度には安定した経営の維持に必要な金額(5億円)を確保できない見通しとなっている。

2 料金改定率

料金改定率は16%とすることが妥当である。

この改定率は、令和6年度から令和15年度の10年間を算定期間として総括原価(営業費用・支払利息・資産維持費の総額)を求め、これと同等の給水収益を確保するために必要な改定率である。

「独立採算の原則」「受益者負担の原則」「負担の公平性の確保」という水道事業における基本原則に基づき審議を進める中で、「今までの取り組みはどんなものがあったのか」、「総括原価算定

(案)

の内訳の詳細を示してほしい」、「更なる経営の合理化や事業の見直しが必要ではないか」などの意見が出され、追加説明を行った上で、検討を行った。

検討の結果、これらを総合的に勘案し、本答申においては、引上げに伴う住民生活への影響を可能な限り低く抑える必要があると考え、料金改定率については、事務局が示す 16%の引上げを妥当と判断した。

3 料金改定時期

今回の料金改定の基となる総括原価の算定期間は令和 6 年度から令和 15 年度であり、算定期間の初年度の令和 6 年度早期からの改定が望ましい。

4 料金体系及び料金表(案)

料金体系については、現行の料金体系(口径別の二部料金制(基本料金+従量料金))を継続し、基本料金、従量料金を一律16%の改定率に基づく単価に設定することが妥当である。

【改定後の料金表(案)】(税抜)

口径(mm) 及び種別	1 箇月当たりの基本料金		従量料金	
	使用水量	料金(円)	使用水量	1m3 につき(円)
13	8m3 まで	1,392	8m3 を超えるもの	163
20	〃	1,740	〃	163
25	〃	2,088	〃	163
40	—	2,900	使用水量につき	168
50	—	4,756	〃	168
75	—	12,296	〃	168
100	—	22,504	〃	168
浴場営業用	100m3 まで	8,932	100m3 を超えるもの	134
特別用		0	使用水量につき	279

(案)

5 付帯意見

(1) 料金改定にあたっての留意事項

- ・料金改定にあたっては、使用者の理解が重要であり、料金改定の必要性や内容について十分な周知を行うこと。

(2) 水道料金の適正化(3～5年ごとに検証)

- ・経営状況などを定期的に検証し、算定期間内においても、必要に応じて水道料金の適正化を図ること。

(3) 経営健全化等の取組み(経営努力)

- ・施設の更新や耐震化などの事業は多額の費用を伴うため、費用対効果を十分に検討し、適正に実施すること。
- ・事業の経営にあたっては、これまでの経営努力にとどまることなく、今後も引き続き経営の合理化や効率化を図ること。

6 おわりに

水道は市民の日常生活に欠かすことができない重要なライフラインである。

これからも市民に信頼される水道であり続けるために、健全な経営を維持しながら、水道の使命である安全・安心な水道水の安定供給に努められたい。

以上

(案)

■浅口市水道事業運営審議会

(会長) 堤 行彦

(副会長) 伊澤 誠

(委員) 石井 節子

川上 正記

河田 美優

長谷川 裕一

円尾 純也

(委員については五十音順)